

## 資料 3 教育委員会関係会議に関する規則や法律

2025年6月議会質問資料  
17番議員 田中紀子  
大綱2中項目(1)小項目①②③  
中項目(2)小項目①②  
中項目(3)小項目①  
中項目(4)小項目①

### A) 教育委員会会議規則

中項目(1)小項目①関連資料

#### 第10条 開会および閉会

会議は午後1時に開き午後5時に閉じる。ただし、教育長が必要と認めたとき又は委員会の議決によりこれを変更することができる。

### B) 教育委員会会議規則

中項目(1)小項目②関連資料

#### 第14条 委員へ議案等の配布

委員に配付する議案その他の書類は、会議のはじめにおいて配付する。ただし、急を要するもの及び秘密を要するものは、この限りでない。

### C) 教育委員会会議規則

中項目(1)小項目③関連資料

#### 第28条 議題及び議事の概要

会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席した教育長及び委員の氏名
- (3) 説明のため会議に出席した職員の職氏名
- (4) 議題及び議事の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた事項

### D) 地方教育行政法

中項目(2)小項目①関連資料

#### 第29条 (教育委員会の意見聴取)

地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

## 資料 3 教育委員会関係会議に関する規則や法律

2025年6月議会質問資料  
17番議員 田中紀子  
大綱2中項目(1)小項目①②③  
中項目(2)小項目①②  
中項目(3)小項目①  
中項目(2)小項目②関連資料

### E) 地方教育行政法

#### 第23条（職務権限の特例）

前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

### F) 社会教育法

中項目(3)小項目①関連資料

#### 第17条（社会教育委員の職務）

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

### G) 地方教育行政法の一部改正

中項目(4)小項目①関連資料

設置された総合教育会議は市長と教育委員会で構成されます。教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定、教育を行うための諸条件の整備など教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策や児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整を行うこと

## 資料 3 教育委員会関係会議に関する規則や法律

2025年6月議会質問資料  
17番議員 田中紀子  
大綱2中項目(1)小項目①②③  
中項目(2)小項目①②  
中項目(3)小項目①  
中項目(4)小項目①

### H) 木更津市教育委員会組織及び運営規則

大綱2中項目(1)小項目①関連資料

#### 第4条（委員協議会）

教育長は、教育に関する調査又は研究のため必要と認められるときは、委員協議会を招集することができる。

### I) 木更津市教育委員会傍聴人規則

大綱2中項目(1)小項目②関連資料

#### 第1条（趣旨）

この規則は、木更津市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### J) 木更津市教育委員会組織及び運営規則

大綱2中項目(1)小項目④関連資料

#### 第5条（議決事項）

会議において議決を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育行政の運営に関する基本方針(学校教育及び社会教育の基本的指導計画を含む)を定めること。
- (2) 法第26条の規定による報告書の作成、議会への提出及び公表を行うこと。
- (3) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (4) 見積価格300万円を超える教育財産の取得及び処分を申し出ること。
- (5) 職務の級が6級以上の職員、指導主事、社会教育主事、司書及び学芸員を任免すること。
- (6) 校長及び教頭の任免その他進退について内申すること。
- (7) 職員及び教職員の分限(傷病による休職を除く。)及び懲戒の処分を行うこと。
- (8) 教育委員会規則を制定し、又は改廃すること。
- (9) 教育功労者を表彰すること。
- (10) 教育予算その他の議会の議決を要する事件の議案について市長に意見を申し出ること。
- (11) 学校その他の教育機関の敷地又は建物の設定又は変更をすること。
- (12) 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。
- (13) 校長、教員その他教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科書を採択し、及び教科書その他の取扱いの一般方針を定めること。
- (15) 学校の通学区域を設定し、又は変更すること。
- (16) 文化財の指定及び解除すること。
- (17) 職員団体との重要な交渉に関すること。
- (18) 請願及び陳情に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか重要かつ異例に属すること。

### 資料 3 教育委員会関係会議に関する規則や法律

2025年6月議会質問資料  
17番議員 田中紀子  
大綱2 中項目(1)小項目①②③  
中項目(2)小項目①②  
中項目(3)小項目①  
中項目(4)小項目①

#### K) 木更津市教育委員会組織及び運営規則

大綱2 中項目(1)小項目④関連資料

(代理)

**第6条** 非常災害その他緊急やむを得ない事由により、会議を招集する暇がないときは、前条の規定にかかわらず教育委員会は、緊急に処理すべき事項に限り教育長をして臨時に代理させるものとする。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときはその旨を次の会議において報告しなければならない。